

貸与物件一覧

市が受託者に貸与する物件は、次のとおりとする。なお、表に記載がなく、業務遂行上必要となる備品の調達については、市と協議の上で決定する。

区分	内訳・数量
業務端末	総合行政システム 14台（うち窓口設置1台）
プリンタ	2台
コピー・スキャナ複合機	1台（市と共用）
電話機	5台（受電及び業務連絡用）
机・椅子等	管理者用 1台 その他作業用等 一式
キャビネット	協議による
ロッカー	協議による
その他必要物品	協議による